

4 幼稚園教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)			
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)			
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)			
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。(大学又は指定員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)			
科目名 (備考3)		専修	一種	二種	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康 人間関係 環境 言葉 表現 上記のうち、1以上の科目について修得すること。 (免許法施行規則 第2条表備考1号)	16	16	12
	保育内容の指導法 (備考3)	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			
教育の基礎的理解に関する科目 (備考4、5)		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ----- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ----- 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	10 左の全ての事項にわたること。	10 同左	6 同左
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5)		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ----- 幼児理解の理論及び方法 ----- 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4 左の全ての事項にわたること。	4 同左	4 同左
教育実践に関する科目 (備考6～8)		教育実習	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目 (備考13)			38	14	2
合計			75	51	31

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当」と認めたもの。（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
 - 3 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考2号）
 - 4 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 5 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 6 「教育実習」の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考6号）
 - 7 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 8 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 9 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第2条表備考9号）
 - 10 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位（二種免許状取得の場合は6単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育実習」については3単位まで、「教職実践演習」については2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考11号）
 - 11 「教育の基礎的理解に関する科目」に係る「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に係る「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」については2単位（二種免許状取得の場合は1単位）まで、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考12号）

- 12 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうち、「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。（免許法施行規則 第2条表備考13号）
- 13 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考14号）
- 14 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位数から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考15号）
- 15 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）